

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	野村町・水荃町 (野村・水荃)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大法人2社に現状でおおよそ6割の集落内農地を担ってもらっており、地域の農業を守ってもらっている。今後はさらに農地の集積・集約化を行い、10年後は集落内農地の8割弱を担ってもらう予定である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主体に転作として麦、大豆、果樹の栽培に取り組む。
- ・効率的な農業を推進するため農地の集積、集約化をすすめ、土壌分析やスマート農業についても積極的に取り組む。
- ・地権者、非農家も含め、農道、水路、周辺の保全管理を維持、推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	305 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	305 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して定期的に集落での話し合いを行い農地の集積、集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借については、原則農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり米、有機米など環境に配慮した作物の栽培を推進する。
 ③省力化や効率化が可能な自動操舵農機の導入やドローン活用のかまめな施肥技術の導入などを検討する。
 ⑤ぶどう・梨等のブランド化を検討する。
 ⑧適宜に老朽化している用水路の補修や農道の補修などを行う。